

徳島県選挙管理委員会告示第五十六号

徳島市選挙管理委員会等から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和二年九月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

施設 の 名 称	所 在 地
徳島市立木工会館 多目的ホール	徳島市福島一丁目八番二二号
徳島県立二十一世紀館 イベントホール	徳島市八万町向寺山一番地
勤労青少年ホーム	小松島市南小松島町一番一六号
阿南市市民会館 大ホール、大会議室	阿南市富岡町北通九
下司集会所	那賀郡那賀町平谷字森クビ二番地
日真集会所	那賀郡那賀町日真字日真四七番地
上那賀西体育館	那賀郡那賀町大殿字大北一番地三
つるぎ町スポーツセンター	美馬郡つるぎ町半田字田井二二番地
一字公民館	美馬郡つるぎ町一字赤松六番地二